



第 11 回 OECC / SUSPCA 合同セミナー

パネル・ディスカッション「プラスチックと循環経済 ～ INC-1 や EU 新プラ政策の方針を踏まえて～」

公益財団法人地球環境戦略研究機関 主任研究員 **粟生木 千佳**

私からは、最近公表されたEUのプラスチック政策の方針などについて紹介します。

私が所属しているIGESは、EUをはじめとする様々な循環経済政策に関し、政策研究を行い、その成果を発表しています。また「東アジア・ASEAN経済研究センター」(ERIA)での専門家会合への参加などを通じ、途上国に向けた廃棄物やマイクロプラスチックのモニタリングやLCAの算出支援などの活動を展開しています。

INC 1 では、使い捨てプラスチック・問題があるプラスチックの定義、使い捨てプラスチック等の禁止、排出削減、添加物等の化学物質の禁止・管理、循環経済、廃棄物管理を推し進め、マイクロプラスチック対策、持続可能な代替物質の使用、いわゆるバージンプラスチック、石油由来のプラスチックの削減など、製造・消費段階での取り組みについての世界共通ルールの設定に関する議論もでていました。

また、途上国から先進国に対する支援についても議論されました。一部の国からは、自国における取り組みを強化していく上で「汚染者負担の原則」(Polluter Pays Principle)や「拡大生産者責任」(Extended Producer Responsibility)を掲げて、先進国からの協力に対する要請が強調されていました。本件に関しては、途上国や島嶼国からの発言が多かったのですが、プラスチックのPolluterやProducerは誰なのかという議論を念頭に置きつつ、先進国としてどう責任を果たしていくのか、また、先進国自体が製造段階も含めて取り組みをどのように強化するかが重要になってくると考えられます。

最近公表されたEUの包装と包装廃棄物についての規則の改定案(図1)では、特に上流側に対する取り組みが強化されている、デポジットシステムの義務付け、リサイクル配慮設計に応じて負担金を調整する拡大生産者責任スキーム、廃棄

物発生量やプラスチック材のリサイクル含有表示の義務付け、包装などの空きスペース(過剰包装)の制限などが検討されています。

代替物質についても、例えばグリーンウォッシュを招かないようにバイオプラスチック由来の割合を表示するとともに、生分解性プラスチックなどは農業用途等回収が困難なものに限定するとともに、コンポスト可能なプラスチックについては一定の商品に限るという方針が出ています。

こうしたEU側の取り組みも、今後の国際交渉に影響してくるものと思われませんが、日本の「プラスチック資源循環促進法」の取り組みも、上流側の取り組みとしての国際議論に十分反映されうものと思われま

す。こうした状況の中で、日本では、様々な企業の先進事例等を活用し、日本の企業の得意な領域も生かしなが

包装と包装廃棄物についての規則 改定案

- 回収システム:加盟国に、全ての包装と包装廃棄物を返却/回収システム整備
- デポジット制度(DRS)を義務付け(2029年までに整備)
 - 容量3Lまでの飲料用ペットボトル、金属・アルミニウム製使い捨て容器
- リサイクル目標:包装廃棄物の2025年-65%(重量)、2030年-70%リサイクル
- リサイクル性能等級(リサイクル配慮設計)に基づいたEPR-負担金
- 特定の使い捨て包装の制限

| 項目 | 数値目標 | | |
|----------------------------------|--|---------|---------|
| 1人当たり包装廃棄物発生量 | 2018年比2030年-5%、2035年-10%、2040年-15%削減 | | |
| プラスチック素材のリサイクル材含有義務 | PETを主成分とし、接触到に敏感な包装 | 2030年以降 | 2040年以降 |
| | PET以外を主成分とし、接触到に敏感な包装(シングルユース飲料容器を除く) | 30% | 50% |
| | シングルユースの飲料容器 | 10% | 50% |
| | 上記以外の容器包装 | 30% | 65% |
| 包装の空きスペース | 40%以下 | | |
| レジ袋の年間消費量 | 1人当たり40枚以下 | | |
| 包装廃棄物のリサイクル率 | 2025年までに65%、2030年までに70%(重量) | | |
| 再利用、再充填※の目標 ※容器を持参して詰め替え・量り売り | 食品容器を再利用、再充填可能な形で提供する。 輸送用梱包をシステム内で再利用する。 | | |

図 1